

# 儲け話にご注意!

## 副業・情報商材トラブルに気を付けよ!の巻

◆問合せ先 市役所商工振興課 ☎44-3312

### 情報商材とは?

インターネットの通信販売などで、副業・投資やギャンブルなどにより高額な収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報のことです。パソコンやスマートフォンからダウンロード・閲覧できる形式が多く用いられています。また、情報商材そのものに限らず、情報商材をきっかけに、高額な受講料を求められるビジネスセミナーへの招待や、ソフトウェア契約をさせられる事例もあります。

#### 情報商材の特徴

	情報商材の例	情報商材に関連して販売されるソフトウェアなどの例
副業関連	ブログやアフィリエイト、コピー&ペーストで稼ぐネットビジネス、動画や写真を投稿・配信して広告収入で稼ぐ方法、転売ビジネスなど	アクセス数増加ツール、アフィリエイト用ソフトウェア、商品検索ツール、動画編集ソフトなど
投資関連	FX、アービトラージ、バイナリーオプション、仮想通貨などの投資方法、投資情報 など	FX投資用ソフト、自動売買ツール など
ギャンブル関連	パチンコ、競馬、オンラインカジノ、海外ブックメーカーなどの攻略情報 など	競馬予想ソフト など

引用元:『国民生活 2019年1月号』(独立行政法人国民生活センター)

**Case 1**  
高額な情報商材を用いた儲け話には落とし穴!

FXの情報商材の宣伝をSNSで見ると、「高収入」の文字に惹かれて無料セミナーに出かけた。担当者の説明では、簡単にだれでも利益が得られるとのこと、「今日契約したら、契約料が通常100万円のところ40万円」と急かされたため、焦って契約した。早速送られてきた教材をダウンロードし、助言を受けながらFXを行ったが、結果は出なかった。冷静に教材を見てみると内容は極めて一般的なもので、今となっては価値を見出せない。

**ポイント**  
インターネット上には情報商材に関するさまざまな情報があふれており、信用性の見極めが困難なものも多くあります。情報商材は購入するまで内容を確かめることができず、購入してみると価格に見合った内容ではなかったというトラブルが絶えません。内容がわからないまま契約するのは危険です。少しでも怪しいと思ったら、契約前にきっぱり断る勇気が大切です。

**Case 2**  
商品をSNSで宣伝する報酬がもらえるなどという儲け話に注意!

事業者指定された商品を購入し、SNSで宣伝すれば商品代金がキャッシュバックされ、さらにそれをクレジットカードで購入するとカードポイントがたまるといふビジネスを友人から紹介された。半信半疑であったものをお試しとして指定された化粧品などをクレジットカードで少額分購入し、SNSで宣伝した。すると、約束通りに事業者から商品購入代金が自身の口座に全額入金され、カードのポイントも貯まったため、信用できると判断した。翌月、今度は400万円分の商品を購入したが、いつまでたっても事業者からの入金がなく、クレジットカード会社への支払期限に間に合いそうにない。

**ポイント**  
こうした儲け話では、消費者がSNSで商品を宣伝するだけで利益が生まれるか、儲けの仕組みが明確ではなく、安易に信用するのは危険です。約束の商品購入代金の入金がなかったために自分の預金を崩して支払ったり、借金せざるを得なくなったケースもあり、要注意です。

## Case 3

若者がターゲットに!?  
マルチ商法にご注意!

大学の友人に誘われ、ある組織の担当者にカフェで会った。「組織に入会すれば、たくさんの方と会って、ネット活動を作ることができ、就職活動にも役立つ」と説明された。興味を持ったが、加入するには高額な教材を購入する必要があると言われた。支払えないと断ったところ、「借金すればいい」と押し切られ、無人契約機で借金をし、その場で担当者に全額を渡してしまった。

後日、家族に相談したら、怪しい組織ではないかと指摘され、不安である。

### ポイント

友人やSNSで知り合った人などから勧誘され、他人に紹介し商品購入につながれば「マルチ商法」が得られるといったマルチ商法的手法が特徴です。

また、安易な借金は要注意です。借金自体は、「消費者金融」と「あなた」の2者間契約になるため、勧誘のトラブルを解決できたとしても借金の返済義務は消えません。友人からの誘いであってもきっぱりと断りましょう。



消費生活に関するトラブルは、未然に防ぐことが一番ですが、もしも「トラブルに巻き込まれて困った」また「巻き込まれそうで不安、どうしよう」というときには、迅速な対応が不可欠です。まずは消費生活センターにご相談ください。

## ひとりで悩まず消費生活センターへ

消費生活に関するトラブルは、専門的な知識を持った消費生活相談員にご相談ください。原則、トラブルに遭った本人から聞き取りを行い、問題点を整理し、事業者との交渉や具体的な解決策を助言し、解決に向けて動きます。

\*相談者が高齢であったり、特別な事情がある場合や、複雑な案件の場合には交渉のお手伝いをします。

### 香芝市消費生活センター

- ◆時間 毎週月・火・水・金曜日  
10:00～12:00、13:00～15:00
- ◆場所 市役所1階
- ◆電話 ☎ 44 - 3313

### 広陵町消費生活相談窓口

- ◆時間 毎週木曜日  
10:00～12:00、13:00～15:00
- ◆場所 広陵町役場1階  
(広陵町大字南郷 583 - 1)
- ◆電話 ☎ 55 - 1001 (代表)

\*市内在住・在学・在勤のかたであれば、どちらの窓口も利用できます。

\*相談は無料です（相談内容やプライバシーに関わる一切の秘密は厳守します）。

\*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、まずはお電話でご相談ください。

### 香芝消費生活相談出前講座

消費者トラブルに関する出前講座を行っています。日時・場所などは相談の上、決定しますので、まずはお電話ください。

◆申込・問合先 香芝くらしの安全安心サポーター（代表：常光） ☎ 76 - 5475

## 「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」 LINE公式アカウント

新型コロナウイルスに関連する消費生活関連の情報をより多くのかたへ迅速に発信するために、消費者庁がLINEアカウントを開設しました。友だち追加すると、最新の情報にアクセスできるようになるほか、消費者庁から定期的に送られる注意喚起メッセージを受け取れるようになります。

### ◆登録方法

LINEアプリをお手持ちのスマートフォンなどにインストールしたあと、次のいずれかの方法で、「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」を「友だち」に登録してください。

#### ①URL

下記のリンクから友だち登録  
<https://lin.ee/d57rXBD>

#### ②QRコード

右記のQRコードを読み取り、  
友だち登録

